

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一
- 熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 () 五
- 熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 () 五
- 熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 六
- 熊本県立大学学則の一部を改正する規則 (私学文書課) 一五
- 熊本県森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (林業振興課) 一六

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十五号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年熊本県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中、「四号給」を「一号給」に、「五号給」を「二号給」に、「六号給」を

「三号給」に、「八号給及び九号給」を「五号給及び六号給」に、「十一号給、十三号給、十八号給、二十三号給から二十九号給まで並びに三十五号給から四十一号給まで」を「八号給、十号給、十五号給、二十号給から二十六号給まで並びに三十二号給から三十八号給まで」に、「三十号給から三十四号給まで」を「二十七号給から三十一号給まで」に改め、同条第五項中、「六十歳」を「五十七歳」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第三条関係)
技能労務職給料表

技能労務職給料表

別表第二中「八号給」を「五号給」に、「四号給」を「一号給」に、「五号給」を「二
号給」に改める。
別表第四を次のように改める。

職員の 区分	号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
再任用 職員以 外の職 員	1	130,900	26	293,600
	2	134,800	27	299,200
	3	139,000	28	304,700
	4	143,800	29	310,100
	5	148,700	30	315,200
	6	154,800	31	320,000
	7	161,000	32	335,700
	8	168,600	33	343,400
	9	175,500	34	350,700
	10	181,600	35	357,900
	11	187,800	36	364,300
	12	193,800	37	370,500
	13	199,900	38	376,600
	14	206,200	39	382,400
	15	212,500	40	387,800
	16	219,200	41	392,900
	17	233,400	42	397,500
	18	240,500	43	402,100
	19	247,600	44	406,400
	20	254,900	45	409,800
	21	261,900	46	415,800
	22	268,900	47	419,300
	23	275,700	48	422,800
	24	282,100	49	426,300
	25	288,000	50	429,900
再任用 職員	235,600			

別表第四(第五条関係)

調 整 基 本 額 表

職員の 区分	号	給	調 整 基 本 額	
再任用 職員以 外の職 員		1	5,890 円	
	2	～ 7	6,000	
		8	7,587	
	9	～ 10	7,600	
	11	～ 13	8,300	
	14	～ 16	8,900	
	17	～ 31	9,500	
	32	～ 50	10,500	
	再任用 職員			8,900

備考 この表中「2～7」等とあるのは、「2号給から7号給までの号給」等を示す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(給料の切替え等)

2 平成十四年四月一日(以下第五項までにおいて「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表第一の旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

3 切替日の前日においてこの規則による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則別表第一に定める技能労務職給料表(以下「給料表」という。)の最高の号給を超える給料月額を受けている職員(以下「最高の号給を超える職員」という。)であつて、その者の受ける給料月額(次項及び第五項において「旧給料月額」という。)が附則別表第二の旧給料月額欄に掲げられている給料月額であるもの新号給は、旧給料月額に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

4 切替日の前日において最高の号給を超える職員であつて、前項の規定により新号給が定められる職員以外であるものの切替日における給料月額(この項及び次項で「新給料月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

$$\begin{aligned} & \text{その者の} \\ & \text{切替日における給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \left(\frac{\text{切替日の前} \right. \\ & \text{旧給料月額} \quad \text{切替日の前日における給料表の最高の号給の額} \quad \left. - 5 \right) + \text{切替日にお} \\ & \text{日における給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \end{aligned}$$

ける給料表の最高の号給の額

5 前三項の規定により新号給又は新給料月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の昇給に係る改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第三項及び第四項の規定の適用については、その者の切替日前における旧号給又は旧給料月額を受けていた期間を切替日において新号給又は新給料月額を受ける期間に通算する。

(昇給停止に関する経過措置)

6 平成十四年四月一日(この項及び次項において「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十七歳(次項において「昇給停止年齢」という。)を超え、六十歳を超えていない職員(次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)については、改正後の規則第四条第五項の規定にかかわらず、昇給

7 停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、六十歳に達した日後における最初の三月三十一日まで、昇給させることができる。
 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十歳を超え、五十七歳を超えていない職員については、改正後の規則第四条第五項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十六年熊本県条例第二号）第一条に規定する職員（この項において「一般職員」という。）の例により昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、一般職員の例により任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の規定により昇給させることができる職員との権衡上必要があると認められる者についても、同様とする。

附則別表第二

最高号給を超える給料月額の切替表

旧給料月額	新号給
413, 200	46
416, 600	47
420, 000	48
423, 400	49
426, 800	50

附則別表第一

号給の切替表

旧号給	新号給	旧号給	新号給
4	1	29	26
5	2	30	27
6	3	31	28
7	4	32	29
8	5	33	30
9	6	34	31
10	7	35	32
11	8	36	33
12	9	37	34
13	10	38	35
14	11	39	36
15	12	40	37
16	13	41	38
17	14	42	39
18	15	43	40
19	16	44	41
20	17	45	42
21	18	46	43
22	19	47	44
23	20	48	45
24	21		
25	22		
26	23		
27	24		
28	25		

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十六号

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成二年熊本県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「五十七歳」を「五十六歳」に、「二十八号給」を「二十五号給」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十七号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十二年熊本県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表研究職給料表の欄中

<p>5級（管理職手当の支給割合が10分の1と定められている職若しくは10分の1と定められている職にある者又は支場長、研究主幹若しくはこれらに相当する職にある者で、当該職の在職期間が4年以上であるものに限る。）</p>	<p>5級（行政職給料表の1級、10級及び9級に相当する者を除く。）</p>
<p>（1）5級（支場長、研究主幹又はこれらに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上4年未満であるものに限る。） （2）4級の9号給以上（支場長、研究主幹又はこれらに相当する職にある者で、当該職の在職期間が1年以上であるものに限る。）</p>	<p>4級の9号給以上（研究主幹又はこれらに相当する職にある者で当該職の在職期間が1年以上であるものに限る。）</p>
<p>（1）5級（行政職給料表の11級、10級、9級、8級及び7級に相当する者を除く。） （2）4級（行政職給料表の7級に相当する者を除く。） （3）3級の12号給（役付きの職員にあつては、8号給）以上</p>	<p>（1）4級（行政職給料表の7級に相当する者を除く。） （2）3級の12号給（役付きの職員にあつては、8号給）以上</p>

別表因療職給料表(三)の欄中「総看護師長」を「総看護師長」に改め、同表技能労務職給料表の欄中「38号給」を「35号給」に、「35号給」を「32号給」に、「37号給」を「34号給」に、「25号給」を「19号給」に、「20号給」を「16号給」に、「3号給」を「1号給」に、「19号給」を「15号給」に、「15号給」を「11号給」に、「19号給」を「15号給」に、「15号給」を「11号給」に改め、同表備考に次のように加える。

に改める。

- 3 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対するこの表の適用については、その者の属する職務の級における与給のうちその者が受けている給料月額額の直近の額の与給（直近の額の与給が複数ある場合は、上位の与給）をその者の給料月額額の与給とみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に研究職給料表の五級の適用を受ける研究主幹又はこれに相当する職にある者に対する熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則別表の規定の適用については、この規則による改正後の熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十八号

熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県温泉法施行細則（昭和四十八年熊本県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条中「次の各号に掲げる書類を添えた」を削り、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。
- 2 省令第一条第二項第一号の見取図は、掘削地付近の一万分の一の地図及び測量士が作成した掘削地の測量図とする。
 - 3 第一項の申請書には、省令第一条第二項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書
 - 二 掘削地点を明示した写真
 - 三 掘削地の登記簿の謄本
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 第十一条を第二十一条とする。
- 第十条を次のように改める。
- 第十条 法、省令及びこの規則により提出する書類は、温泉の所在地を管轄する保健所長に一部を提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは、その区分による

ものとする。

- 一 法第三条第一項又は増掘に係る第九条第一項の規定に係る申請にあつては、熊本市に係るものを除き掘削地を管轄する保健所長（熊本市にあつては、知事）に二部（熊本市にあつては、一部）
 - 二 動力装置に係る第九条第一項の規定に係る申請にあつては、熊本市に係るものを除き温泉の所在地を管轄する保健所長（熊本市にあつては、知事）に二部（熊本市にあつては、一部）
 - 三 法第十五条第一項の規定による申請又は法第十六条若しくは法第十七条第一項の規定による届出にあつては、知事に一部
- 第十条を第二十条とする。
- 第九条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「別記十三号様式」を「別記十四号様式」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の九条を加える。
- （温泉成分分析を行う者の登録申請）
- 第十一条 法第十五条第一項の規定による登録の申請は、温泉成分分析機関登録申請書（別記第十五号様式）により行うものとする。
- 2 省令第八条第一項第四号の書類は、温泉成分分析を実施する機関に関する過去三年間の収支予算書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、損益計算書（行政機関にあつては、登録申請年度に係る議会の議決を経た歳入歳出予算書の写し）その他財務関係書類の写しとする。
- 3 第一項の申請書には、省令第八条第二項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 温泉成分分析の業務の責任者が温泉成分分析業務に関し保有する資格を証する書類の写し
 - 二 省令第十条第一項に規定する器具、機械又は装置の名称、仕様、性能、数量及び使用年数等保有の状況を記した書類並びにその写真
 - 三 省令第十条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その旨を証する書類
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- （温泉成分分析を行う者の登録事項の変更の届出）
- 第十二条 法第十六条の規定による届出は、温泉成分分析機関登録事項変更届出書（別記第十六号様式）により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法人の主たる事務所の所在地若しくは名称又は代表者の氏名の変更にあつては、法人登記簿の謄本
 - 二 個人の住所又は氏名の変更にあつては、変更後の住民票又は外国人登録証明書の写

し

三 省令第十条第一項に規定する器具、機械又は装置の変更にあつては、変更した器具等に係る写真

四 温泉成分分析の業務の責任者の変更にあつては、変更後の業務責任者が温泉成分分析業務に關し有する資格を証する書類の写し

五 温泉成分分析の業務の責任者が有する資格の変更にあつては、変更に係る資格を証する書類の写し

(温泉成分分析の業務の廃止の届出)

第十三条 法第十七条第一項の規定による届出は、温泉成分分析機関連録業務廃止届出書(別記第十七号様式)により行うものとする。

(登録分析機関連録簿閲覧所等)

第十四条 法第十五条第三項の登録分析機関連録簿(以下「登録簿」という。)を、法第十九条の規定により一般の閲覧に供するため、登録分析機関連録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を健康福祉部生活衛生課内に置く。

(閲覧時間)

第十五条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。

(閲覧所の定期休日)

第十六条 閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第十条)第一条第一項各号に掲げる日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第十七条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(持出禁止)

第十八条 登録簿は、これを閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第十九条 知事は、次のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 この規則又は係員の指示に従わない者

二 登録簿を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

第八条中「省令第五条第一項」を「法第十四条第三項」に改め、「医師たる県の吏員が発行する温泉医治効用書の写しを添えた」を削り、「別記第十二号様式」を「別記第十三

号様式」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「別記第十号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条第二項中「別記第十一号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「許可済」を「許可済証」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「別記第七号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条第二項中「動力装置に」を「動力の装置に」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「動力装置をした」を「動力の装置をした」に、「別記第八号様式」を「別記第九号様式」に改め、同条第三項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「別記第九号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「次の各号に掲げる書類を添えた」を削り、「別記第六号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、省令第五条第二項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 温泉のゆう出地及び温泉利用施設の付近の見取図

二 温泉利用施設の配置図及び構造図

三 分湯を受ける場合にあつては、分湯に関する契約書の写しその他分湯を受けることに關する書類

四 法第十五条第一項の規定により都道府県知事の登録を受けた者が実施した温泉成分分析の結果を記した書類の写し

五 その他保健所長が必要と認める書類

第五条を第六条とする。

第四条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第二項中「省令第三条」を「法第六条第一項(法第九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に、「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えた温泉掘削(増掘、動力装置)工事終了(中止)届出書(別記第四号様式)」を「温泉掘削(増掘、動力装置)工事完了(廃止)届出書(別記第五号様式)」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三項中「温泉掘削工事の終了に係る省令第三条」を「掘削又は増掘工事の完了に係る法第六条第一項」に、「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 工事の完了に係る前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 掘削又は増掘の場合 掘削又は増掘工事に係る工事請負人の報告書

別記第一号様式(第2条関係)

二 動力の装置の場合 動力の配置図及びポンプ座の位置図
第四条を第五条とする。

第三条の見出し中「動力装置」を「動力の装置」に改め、同条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、「次の各号に掲げる書類を添えた」を削り、「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 省令第四条第二項第一号の見取図は、増掘又は動力の装置の場所付近の一万分の一の地図及び測量士が作成した増掘又は動力の装置の場所の測量図とする。

3 第一項の申請書には、省令第四条第二項各号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書

二 増掘又は動力の装置の場所を明示した写真

三 増掘又は動力の装置の詳細を示す平面図及び断面図

四 その他知事が必要と認める書類

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(有効期間の更新の申請)

第三条 法第五条第二項(法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による更新の申請は、温泉掘削(増掘、動力装置)許可有効期間更新申請書(別記第一号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、掘削、増掘及び動力の装置の場所を明示した現況写真を添付しなければならない。

別記第一号様式を次のように改める。

温泉掘削許可申請書		年 月 日				
熊本県知事 様						
申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)		印				
温泉を掘削したいので、温泉法第3条第1項の規定による許可を申請します。		電話番号				
温泉利用の目的	掘削しようとする地	所在及び地番 地 田				
工事内容	掘削の口径	mm	掘削の深さ	m	パイプの材質	
	パイプの内径	mm	パイプの長さ	m	工事の施行方法	
工事期間	着手予定	許可の日から	日以内	完了予定	着手の日から	日以内
工事請負人	住所 氏名 電話番号	建設業法による許可番号()				
掘削が他人所有の土地所有者の住所、氏名及び電話番号						
(備考) 次の書類を各1部添付してください。 1 温泉利用の目的を具体的に示した事業計画書 2 掘削地付近の1万分の1の地図(掘削地点を朱書するとともに、付近に他の温泉ゆう出地がある場合は、それとの距離を朱書してください。)及び測量士が作成した掘削地の測量図(掘削地点を朱書してください。) 3 掘削地点を明示した写真 4 掘削地の登記簿の謄本 5 温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類 6 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面 7 その他知事が必要と認める書類						

別記第14号様式(第10条関係)及び「別記第13号様式(第9条関係)」の「所在地並びに代表者の氏名及び住所」は「所在地並びに代表者の氏名及び住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(職業(屋号)又は「熊本県温泉法施行細則第9条第1項」又は「熊本県温泉法施行細則第10条」又は「温泉利用許可の年月日及び番号」又は「温泉利用許可の年月日及び許可番号」)並びに「別記第14号様式」の「回覧表」の次に次の三欄は記入する。

別記第15号様式(第11条関係)

温泉成分分析機関登録申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

印

電話番号

温泉成分分析機関の登録をしたいので、温泉法第15条第1項の規定により申請します。

分析施設の名称及び所在地	名	称	性	能
	温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置			
温泉成分分析の業務の責任者	氏	名		
	温泉成分分析業務に關し有する資格			
温泉成分分析に關する経験及び研究成果の概要				
温泉成分以外の分析業務に關する指定及び登録の状況				
<p>(備考) 次の書類を各1部添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び法人登記簿の謄本 2 個人にあつては、住民票又は外国人登録証明書の写し 3 温泉成分分析を実施する施設の見取図 4 過去3年間の収支予算書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、損益計算書(行政機関にあつては申請年度の繰入歳出予算書)その他財務関係書類の写し 5 温泉成分分析の業務の責任者が有する資格を証する書類の写し 6 申請者が温泉法第15条第4項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約する書面 7 省令第10条第1項に規定する器具、機械又は装置の名称、仕様、性能、数量及び使用年数その他保有の状況を記した書類並びにその写真 8 省令第10条第2項のいずれかに該当する場合にあつては、その旨を証する書類 9 その他知事が必要と認める書類 				